

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件について

令和 4 年 7 月 21 日
経済産業省産業保安グループ
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「消安法」）第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『令和4年度第1回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、原因究明調査を行ったものの製品に起因して生じた事故かどうか依然として不明であると判断したので、製品安全に資する情報提供の観点から、不明の理由を付して公表することとします。

なお、事故原因は不明であるため、今後の事故の発生について注視し、必要に応じて対応を行うこととしています。

※詳細は別紙のとおりです。

【参考】消安法

（内閣総理大臣への報告等）

第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A201900348 平成28年5月5日(奈良県) 令和元年8月8日	自転車	TF7TP5	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品を使用中、負傷した。	○使用者が病院前の道路で当該製品ごと倒れているところを、病院の職員に発見され搬送されたが、事故発生日の詳細状況は不明であるとの申出内容であった。 ○当該製品は継続使用されており、事故発生日の状態が不明であった。 ○当該製品はサークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)であったが、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○スライダーとケースの内部に、粘土状の泥汚れが付着しており、事故発生日のスライダーの摺動状態は不明であった。 ○サークルロックの施錠及び開錠操作を行ったところ、ハンドルロックの作動やインジケータの表示に異常は認められなかった。 ○サークルロックのスライダーの摺動不良を想定し、スライダー上部にスペーサーを挿入した結果、サークルロックのかんぬきが開錠された状態で、ハンドルのロックが再現された。 ●当該製品は、何らかの要因でバランスを崩したり、ハンドルが突然ロックしてバランスを崩した可能性があるが、事故発生日の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
2	A201900349 令和元年6月16日(奈良県) 令和元年8月8日	自転車	TF7TP5	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、右手首を負傷した。	○使用者が当該製品で走行中、自宅近くのスーパーの駐輪場近くで右に曲がろうとしたところ、ハンドルが動かず転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品はサークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)であったが、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○スライダーとケースの内部に粘土状の泥汚れが付着しており、事故発生日のスライダーの摺動状態は不明であった。 ○サークルロックの施錠及び開錠操作を行ったところ、ハンドルロックの作動やインジケータの表示に異常は認められなかった。 ○サークルロックのスライダーの摺動不良を想定し、スライダー上部にスペーサーを挿入した結果、サークルロックのかんぬきが開錠された状態で、ハンドルのロックが再現された。 ●当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であるが、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ戻っても、サークルロック内部のスライダーや連動ワイヤーに異常が生じているとハンドルロック内部のロックレバーが正常な位置に戻らなくなることがあり、走行時のハンドル操作等でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然ロックした可能性があるが、当該製品及び事故発生日の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
3	A201900785 令和元年8月17日(東京都) 令和元年11月12日	自転車	C60TP2	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、 負傷した。	○使用者が当該製品で舗装された歩道を走行中、急に後輪ブレーキが掛かり、ロックした感覚になり、右側に転倒してガードレールに接触したとの申出内容であった。 ○当該製品の前後輪、前ホーク及び前後泥よけステーに異物の巻き込みによる損傷及び痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)であったが、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○ハンドルロックとサークルロックの施錠及び開錠操作を行ったところ、かんぬきが完全に戻りきらないものの、ハンドルロックのインジケーター及びハンドルにロックが掛かる動作に異常は認められなかった。 ○サークルロックのスライダーケースの摺動面に汚れが付着しており、事故発生時のスライダーの摺動状態は不明であった。 ○当該製品に乗車し、直進走行、スラローム走行、ブレーキによる制動等の走行試験を行ったが、後輪がロックする要因は認められなかった。また、かんぬきが完全に戻りきらない状態での走行も後輪にロックが掛かる要因は認められなかった。 ●当該製品は、外観や走行性能等に転倒につながる異常は認められなかったが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
4	A201900860 平成27年4月29日(徳島県) 令和元年11月29日	自転車	C60BT2	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品をこぎ始めたところ、ハンドルがロックし、転倒、左足を負傷した。	○使用者によると、当該製品をこぎ始めた際に、ハンドルがロックして転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)であったが、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○当該製品の前輪、後輪、前ホーク、フレームに変形や異物を巻き込んだ痕跡等の異常は認められなかった。 ○サークルロックのスライダー内部に異物は認められなかったが、スライダーの摺動面に擦れ跡が認められ、事故発生時のスライダーの摺動状態は不明であった。 ○ハンドルロック機構は正常に動作し、サークルロックの施錠、開錠時のインジケーターの表示も正常であった。 ○ハンドルロック、サークルロック及び連動ワイヤーに破損等の異常は認められなかった。 ○サークルロックのかんぬきのピンは内寄りの軌道であった。 ○サークルロックのスライダーの摺動不良を想定し、スライダー上部にスペーサーを挿入した結果、サークルロックのかんぬきが開錠された状態で、ハンドルのロックが再現された。 ●当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であるが、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ戻っても、サークルロック内部のスライダーや連動ワイヤーに異常が生じているとハンドルロック内部のロックレバーが正常な位置に戻らなくなることがあり、走行時のハンドル操作等でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然ロックした可能性があるが、当該製品及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
5	A201900962 平成27年5月26日(東京都) 令和元年12月20日	自転車	CC63TP	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、ハンドル がロックし、転倒、負傷した。	○歩道から傾斜及び段差のある車道へ降り、左にハンドルを切ったところ、前方のフェンスを避けたときにハンドルが90度になってロックして転倒し、当該製品が体の上に倒れてきたとの使用者からの申出内容であった。 ○当該製品の前泥よけの後部が変形していたが、前輪、前ホーク及び前泥よけステーに、異物の巻き込みによる損傷及び変形は認められなかった。 ○当該製品はサークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)であったが、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○連動ワイヤーのインナー及びアウターともに変形及び屈曲は認められなかった。 ○サークルロックの施錠及び開錠を行ったところ、正常にハンドルが施錠及び開錠し、ハンドルロックのインジケータは正常にその状態を示す表示に切り替わったが、事故発生時のスライダーの摺動状態は不明であった。 ○ハンドルロック内部のロックレバー及びロックレバーを格納する本体ガイド部に破損及び変形は認められなかった。 ○上玉押しには、施錠時にロックレバーと接触した痕跡が認められたが、著しい破損及び変形は認められなかった。 ○当該製品に乗車し、ハンドルを左右に切って走行したところ、ハンドル操作に不具合を感じることはなく、正常に動作することが認められた。 ●当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であるが、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ戻っても、サークルロック内部のスライダーや連動ワイヤーに異常が生じているとハンドルロック内部のロックレバーが正常な位置に戻らなくなることがあり、走行時のハンドル操作等でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然ロックした可能性があるが、当該製品及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
6	A201900963 令和元年10月4日(大阪府) 令和元年12月20日	自転車	TF6WTP	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品 で走りだそうとしたところ、転 倒し、左足を負傷した。	○使用者が自宅付近の平たんな舗装道路で停車後、こぎ出し時によろけて右側に転倒した。使用者によれば、過去にハンドルロックが解除されないことがあったとの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)であったが、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○サークルロックは、開錠時にかんぬきは完全には戻りきらない状態であった。 ○サークルロックの施錠及び開錠操作を行ったところ、ハンドルロックの作動やインジケータの表示に異常は認められなかった。 ○サークルロックのスライダーケース内にわずかに汚れが付着しており、事故発生時のスライダーの摺動状態は不明であった。 ○連動ワイヤーの摺動状態に異常は認められなかった。 ●当該製品は、何らかの要因でバランスを崩したり、ハンドルが突然ロックしてバランスを崩した可能性があるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
7	A201900964 令和元年10月2日(大阪府) 令和元年12月20日	電動アシスト 自転車	A4R14	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品 で走行中、転倒し、右手首を 負傷した。	○使用者が自宅近隣の交差点でこぎ出し、約2m走行後、よろけて転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)であったが、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○当該製品のハンドルロックのロックレバーは、事故発生後に当該製品を回収する際、事業者営業担当が安全措置として取り外しており、動作状態が確認できなかった。 ○サークルロックのスライダーケース内に、わずかに汚れが付着していた。 ○連動ワイヤーの摺動状態に異常は認められなかった。 ●当該製品は事故発生時の状態が維持されておらず、当該製品及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
8	A201900966 令和元年10月18日(大阪府) 令和元年12月25日	電動アシスト 自転車	A4D84	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、 転倒し、左肩を負傷した。	○使用者が当該製品で自宅付近の下り坂を走行していたところ、ハンドルがふらつき転倒した。事故発生時、風が強く、路面に凹凸があったとの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)であったが、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○かんぬきの摺動は円滑であった。 ○サークルロックの施錠及び開錠操作を行ったところ、ハンドルロックの作動やインジケータの表示に異常は認められなかった。 ○サークルロックのスライダーとケースの摺動面に、わずかに汚れが付着しており、事故発生時のスライダーの摺動状態は不明であった。 ○連動ワイヤーの摺動状態に異常は認められなかった。 ●当該製品は、何らかの要因でバランスを崩したり、ハンドルが突然ロックしてバランスを崩した可能性があるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
9	A201901051 平成30年3月25日(大阪府) 令和2年1月22日	電動アシスト 自転車	A6T31	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、 転倒し、右足を負傷した。	○使用者が当該製品で下り坂を走行中、右折しようとした際に転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品の前輪、前ホーク及び前泥よけステーに異物の巻き込みによる損傷及び変形は認められなかった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)であったが、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○スライダーケースの摺動面に汚れが認められたが、事故発生時のスライダーの摺動状態は不明であった。 ○当該製品のハンドルロック、連動ワイヤー及びサークルロックの施錠、開錠時における作動は正常で、変形、破損等の異常は認められなかった。 ○当該製品に乘車し、直進走行、スラローム走行、右左折、ブレーキによる制動等の走行動作を行った結果、異常は認められなかった。 ●当該製品は、何らかの要因でバランスを崩したり、ハンドルが突然ロックしてバランスを崩した可能性があるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
10	A201901075 平成26年5月 ※不明(愛媛県) 令和2年1月28日	電動アシスト自転車	A4D61	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、負傷した。	○使用者は、当該製品で走行中、当該製品が動かなくなつて転倒したとの申出内容であつた。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)であつたが、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○当該製品の前輪、前ホーク、前泥よけステー及びフレームに変形や異物を巻き込んだ痕跡等の異常は認められなかった。 ○後輪スポークがサークルロックのかんぬきと接触する位置で一部屈曲していた。 ○インジケーターは、開錠時は正常に表示され、施錠時は「赤／青」の中間表示となつたが、サークルロックのかんぬきの摺動は円滑で正常に動作し、ハンドルロックも適切に作動していた。 ○ハンドルロック、サークルロック及び連動ワイヤーに破損等の異常は認められなかった。 ○スライダーに多少汚れが付着していたが正常に動作し、異常は認められなかったが、事故発生時のスライダーの摺動状態は不明であつた。 ○走行試験の結果、ハンドルの操縦性に異常はなく、発進、減速及び停止を含め、走行に異常は認められなかった。 ●当該製品は、何らかの要因でバランスを崩したり、ハンドルが突然ロックしてバランスを崩した可能性があるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
11	A201901079 平成28年12月30日(東京都) 令和2年1月28日	自転車	DE63TP	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、ハンドルがロックし、フェンスに衝突、転倒、左肩を負傷した。	○当該製品で公園出口を右折して歩道に出ようとした際、ハンドルがロックして公園のフェンスに激突し、左側に転倒したとの使用者の申出内容であつた。 ○当該製品の前輪、前ホーク及び前泥よけステーに異物の巻き込みによる損傷やその痕跡は認められなかった。 ○前輪及び後輪の回転に異常は認められなかった。 ○ヘッド機構の回転にがたつきはなく円滑で、調整状態に異常は認められなかった。 ○当該製品はサークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)であつたが、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○ハンドルロック内部に異物の介在はなく、カムとロックレバーは適切に嵌合されており、異常は認められなかった。 ○連動ワイヤーに変形や屈曲はなく、摺動も円滑であり、異常は認められなかった。 ○ハンドルロック及びサークルロックの動作に異常は認められなかった。 ○サークルロックのスライダー内部に汚れが付着しており、事故発生時のスライダーの摺動状態は不明であつた。 ●当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であるが、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ戻っても、サークルロック内部のスライダーや連動ワイヤーに異常が生じているとハンドルロック内部のロックレバーが正常な位置に戻らなくなることがあり、走行時のハンドル操作等でロックレバーが動いてハンドルが突然ロックする可能性があるが、当該製品及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
12	A201901114 令和元年10月6日(島根県) 令和2年2月4日	自転車	CB6TP5	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、 左肩を負傷した。	○使用者は、当該製品で幹線道路の横断歩道を渡り、舗装された平たんな歩道上で右折して真っすぐ走行しようとしたときに転倒し、負傷したとの申出内容であった。 ○当該製品は、ブレーキレバー、前ホーク、前後のタイヤ、リム、スポーク、ペダル、クランク等の走行に影響する部位に特段の変形、損傷等の異常はなく、また、ハンドルの操舵機能に異常は認められなかった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)であったが、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○サークルロックは正常に施錠、開錠が可能であったが、裏側に装着されているスライダーが取り外されて連動ワイヤーが露出しており、サークルロックとハンドルロックが連動しない状態であった。 ○サークルロックに同型品のスライダーを組み付けるとハンドルロックとサークルロックの連動機能は正常に動作した。 ●当該製品は事故発生時の状態が維持されておらず、当該製品及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
13	A201901186 令和元年12月25日(大阪府) 令和2年3月2日	電動アシスト自	AC7R82	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品 で走り出そうとしたところ、転 倒し、負傷した。	○使用者は当該製品に乗り、自宅付近の商店に立ち寄った後、走りだそうとした際に転倒した。転倒後、当該製品に乗って帰宅したが、当該製品に異常は認められず、ハンドルがロックしたか否かを含め、事故発生時の詳細な状況は分からないとの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)であったが、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○前輪、前ホーク及び前泥よけステーに、前輪の回転を阻害する異物の巻き込みによる損傷やその痕跡は認められなかった。 ○当該製品に乗車し、直進、スラローム、前後ブレーキによる制動等の走行動作を確認した結果、電動アシスト機能を含め、異常は認められなかった。 ○サークルロックの施錠及び開錠動作を確認したところ異常はなく、内部に異物は認められなかったが、摺動面にほこり等が付着しており、事故発生時のスライダーの摺動状態は不明であった。 ●当該製品は、何らかの要因でバランスを崩したり、ハンドルが突然ロックしてバランスを崩した可能性があるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
14	A201901197 平成30年12月13日(千葉県) 令和2年3月3日	ベッドフレーム	F DBR OP300タテ (株式会社ニ トリブランド)	株式会社錦 之堂インター ナショナル (株式会社ニ トリブランド)	(重傷1名) 当該製品の床板を持ち上げ ようとしたところ、当該製品と 床板の間に右足が挟まり、負 傷した。	○使用者は膝くらいまで床板を持ち上げたところで、右足の膝に床板を乗せて持ち上げようとしたが、それ以上は持ち上がらず、右足を収納箇所と床板で挟んだとの申出内容であった。 ○当該製品はガススプリングによる床板跳ね上げ式の収納ベッドで、販売会社の配送員が組み立てた。 ○当該製品は、床板を持ち上げるガススプリングが上下逆に取り付けられていた。 ○床板を跳ね上げる力が本来よりも弱まっていることを確認したが、使用者の許可が下りず、ガススプリングの詳細な調査を実施することができなかった。 ○当該製品に使われているガススプリングは、上下逆に取り付けでも、製造メーカーの自社耐久試験基準を満足する仕様であった。 ●当該製品は、ガススプリングが確認できず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
15	A201901237 平成31年1月16日(神奈川県) 令和2年3月18日	電動アシスト自	A6D83	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品 で走行中、転倒し、右手を負 傷した。	○当該製品で走行中、ハンドルの違和感で転倒したとの使用者からの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠され る機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代) であったが、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○ハンドルロック、連動ワイヤー及びサークルロックの作動は正常であった。 ○ロックレバー及び上玉押しに顕著な圧痕等はなく、異常は認められなかった。 ○サークルロックのスライダーケース内に汚れが付着していたが、事故発生時のスライダー の摺動状態は不明であった。 ○その他の構成部品に、走行に影響を及ぼす要因及び痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、何らかの要因でバランスを崩したり、ハンドルが突然ロックしてバランスを崩 した可能性があるが、当該製品及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か 否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
16	A202000355 令和2年7月25日(北海道) 令和2年8月14日	高圧洗浄機	HDS 10/19 M 50Hz	ケルヒヤー ジャパン株 式会社	(火災) 畜舎で当該製品を使用中、 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品は、操作パネル内部の焼損が著しく、確認できない部品、配線等があったが、二 次側電源配線等に複数の半断線が認められたほか、事故発生前に点灯した警告灯にかかる 排気ガスセンサー部分で端子が折損していた。 ○当該製品は、ボイラーを含む前側部分から出火した痕跡は認められなかった。 ○事故発生現場は畜舎で、操作パネル内部に小動物(ネズミ)のふんが認められた。 ●当該製品は、操作パネル内部から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、製品起因 か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
17	A202000385 平成28年10月9日(栃木県) 令和2年8月27日	自転車	AR75S4	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、 ハンドルがロックし、転倒、右 足首を負傷した。	○当該製品で下り坂を走行中、信号手前でハンドル操作が不能となり転倒したとの使用者 からの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠され る機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代) であるが、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○前輪及び後輪の回転に異常は認められず、前輪、前ホーク及び泥よけステーに異物の巻 き込みによる損傷及びその痕跡は認められなかった。 ○施錠及び開錠動作を確認したところ、異常は認められなかった。 ○ハンドルロックの内部に異常は認められなかった。 ○サークルロックの連動ワイヤーを装着するスライダーの組付状態に異常は認められなかつ たが、スライダー内部に汚れが付着しており、事故発生時のスライダーの摺動状態は不明で あった。 ●当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠され る構造であるが、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ 戻っても、サークルロック内部のスライダーや連動ワイヤーに異常が生じているとハンド ルロック内部のロックレバーが正常な位置に戻らなくなることがあり、走行時のハンドル操作等 でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然ロックした可能性があるが、当該製品 及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に は至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
18	A202000407 令和元年6月25日(大阪府) 令和2年9月4日	自転車	C60TP2	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、 左手指を負傷した。	○使用者が当該製品で自宅付近の平たんな舗装道路を走行中に突然転倒した。 ○使用者によれば、事故発生日、車体に違和感は無かったとの申出内容であり、ハンドルがロックしたとの証言は無かった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)で、ハンドルロックのケースに亀裂が認められた。 ○ハンドルロック内部のロックレバーがスライドする壁面に削れが認められた。 ○ハンドルロックのケースに大きな亀裂が生じると、開錠時にロックレバーがカムから外れてハンドルが突然ロックする可能性があるが、当該製品のケースは亀裂が小さく、開錠時にロックレバーがカムから外れることは確認されなかった。 ○サークルロックのスライダー内に泥汚れが堆積しており、事故発生日のスライダーの摺動状態は不明であった。 ○連動ワイヤーの被覆にわずかな傷が認められたが、摺動状態に異常は認められなかった。 ●当該製品は、何らかの要因でバランスを崩したり、ハンドルが突然ロックしてバランスを崩した可能性があるが、事故発生日の詳細な状況が不明のため、製品起因が否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
19	A202000489 令和2年9月14日(高知県) 令和2年10月9日	自転車	DE63TP	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品 で走行中、転倒し、左足を負 傷した。	○使用者は、当該製品で走行中に転倒したが、どのように転倒したかは不明であったとの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)であったが、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○前輪、後輪、前ホーク及び前泥よけに異物の巻き込みや変形、損傷は認められなかった。 ○サークルロックのスライダー内部に砂やほこり等の粉じんが認められ、事故発生日のスライダーの摺動状態は不明であった。 ○ハンドルロック機構は、施錠状態から開錠すると、かんぬきの摺動に抵抗があったが、かんぬきは完全に戻り、サークルロックの施錠、開錠時のインジケータの表示は正常であった。 ○ハンドルロック、サークルロック、連動ワイヤーに破損等の異常は認められなかった。 ○直進走行、スラローム走行の走行試験の結果、走行中にサドルのぐらつきが発生したが、シートピンを適切に調整したところ改善され、その他、発進、減速及び停止時を含め、走行中の転倒は再現できなかった。 ●当該製品は、シートピンの固定が十分でなかったことから、走行中にサドルがずれてバランスを崩したり、ハンドルが突然ロックしてバランスを崩した可能性があるが、事故発生日の詳細な状況が不明のため、製品起因が否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
20	A202000660 令和2年11月27日(福岡県) 令和2年12月10日	エアコン	CS-EX289A	パナソニック 株式会社	(火災、死亡1名) 建物を全焼する火災が発生 し、1名が死亡した。現場に当 該製品があった。	○隣家の住人が当該製品を設置している居間からの出火に気づき、現場の居間に入ったところ、当該製品及び付近の天井が燃えているのを発見した。 ○事故発生日、当該製品の運転状況は不明であった。 ○当該製品は、焼損が著しく、電源プラグを除いた電源コード、ファンモーター等が残存していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○溶融した樹脂塊中に溶融痕が認められたが、当該製品のものであるか確認できなかった。 ○制御基板、端子台、内部配線等のその他の電気部品は確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、ファンモーター及び電源コードの一部を除く電気部品が確認できなかったことから、製品起因が否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
21	A202000742 令和2年12月24日(大阪府)	電動アシスト 自転車	PM26NL	ヤマハ発動 機株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、ハンドルの影響で転倒し、負傷した。	○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式で、当該製品は2020年9月にリコール改修されていた。 ○当該製品で走行中、右折しようとしたときにハンドルがロックしたようになり、転倒したとの申出内容であった。 ○ハンドルロックのケースに割れは認められなかった。 ○サークルロックの施錠及び開錠操作を行ったところ、ハンドルロックの作動やインジケータの表示に異常は認められなかった。 ○使用者は、リコール改修後のハンドル操作に違和感はなかった。 ○ハンドルロック、サークルロックに異常は認められなかったが、事故発生時のサークルロック等の摺動状態は不明であった。 ●当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であるが、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ戻っても、サークルロック内部のスライダーや連動ワイヤーに異常が生じているとハンドルロック内部のロックレバーが正常な位置に戻らなくなることがあり、走行時のハンドル操作等でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然ロックする可能性があるが、当該製品及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
22	A202000789 令和3年1月6日(北海道) 令和3年1月20日	接続ケーブル (太陽光発電システム用)	PV-DW30G	三菱電機株 式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生場所から回収された当該製品は、焼損の著しい部屋付近にあった部分のみであった。 ○回収された当該製品の断線部に溶融痕は認められず、被覆が焼失している部分について溶融痕、緑青等の焼損の著しい箇所は認められなかった。 ●当該製品の回収された部分に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部分があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
23	A202000791 令和2年2月14日(東京都) 令和3年1月20日	電動アシスト 自転車	PM20CC	ヤマハ発動 機株式会社	(重傷1名) 当該製品を使用中、転倒し、負傷した。	○使用者は歩道を当該製品で走行中、急に倒れて頭を打ったため、事故発生時の記憶がないとの申出内容だった。 ○警察によれば、使用者は走行中に路傍の植木にぶつかった可能性があるとのこと。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)であったが、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○ハンドルロック、連動ワイヤー及びサークルロックの作動は正常であった。 ○サークルロックのスライダーケース内に汚れが付着し、サークルロックとスライダーが接触する箇所に、スジ状の汚れが付着しており、事故発生時のスライダーの摺動状態は不明であった。 ○その他の構成部品に、走行に影響を及ぼす要因及び痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、何らかの原因でバランスを崩したり、ハンドルが突然ロックしてバランスを崩した可能性があるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
24	A202000914 令和3年1月21日(大阪府) 令和3年2月25日	高圧洗浄機	SBT-411	アイリスオーヤマ株式会社	(火災) 倉庫で当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生した。	○当該製品は、タンク部に水を入れて、電源プラグをコンセントに接続し、電源スイッチはオンの状態のまま、すぐに使えるように常時設置されていた。 ○事故発生時に当該製品は使用されておらず、事故発生現場の倉庫は無人の状態、事故発生前の最後の使用は事故発生日の10日前であった。 ○当該製品は著しく焼損しており、樹脂部品の大部分が焼失していた。 ○当該製品のモーターは著しく焼損しており、過負荷保護装置であるバイメタルは焼失して確認できなかった。 ○取扱説明書には、「使用後は、必ず電源スイッチをオフにし、電源プラグをコンセントから抜く。」旨、記載されている。 ●当該製品は、常時電源がオンの状態で放置されていたことから、過負荷によってモーターがロック状態になって、異常発熱して出火に至った可能性が考えられるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
25	A202000946 令和2年12月 ※不明(東京都) 令和3年3月9日	電動工具(ドリル、充電式)	70232898	イケア・ジャパン株式会社	(重傷1名) 当該製品を使用中、当該製品の部品が外れた際に異物が右目に当たり、負傷した。	○事故発生時、使用者はコンクリートに穴を開けるため、当該製品に付属のチャックを取り付け、ホールソー及びセンタードリルを装着して使用していたところ、細かい破片が飛んできて右目を負傷したとの申出内容であった。 ○当該製品は、チャック内部のナットが切り欠き部分から2つに破断していたが、その他に外觀上の異常は認められず、チャックを新品に交換した結果、正常に動作した。 ○当該製品に装着されていたホールソー及びセンタードリルは回収できず、確認できなかった。 ○取扱説明書には、「けがを防ぐため、保護めがねを着用する。」旨、記載されている。 ○チャック内部のナットは、当該製品と同等品で形状に差異が認められた。 ○当該製品に装着されていたホールソーはコンクリートに対して使用できない製品であったが、取扱説明書にその旨が記載されていなかった。 ●当該製品にコンクリートへの使用に適さないホールソーを装着して使用したため、チャック内部のナットに過負荷が加わり破断し、異物が目に入り負傷したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明であり、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 なお、保護めがねを着用していなかったことも事故発生に影響したものと考えられる。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
26	A202000960 令和3年1月2日(福岡県) 令和3年3月12日	換気扇	PFS-150A	高須産業株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、モーター及びモーターリード線のみが残存していた。 ○モーター及びモーターリード線に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の速結端子、電源スイッチ及び配線が確認できなかった。 ○当該製品の速結端子と接続する屋内配線の先端部に熔融痕が認められた。 ●当該製品は、速結端子と接続していた屋内配線が短絡して、出火したものと推定されるが、焼損が著しく接続状況が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
27	A202000977 令和2年11月10日(茨城県) 令和3年3月18日	エアコン	MSZ-J28L	三菱電機株式会社	(火災、軽傷2名) 当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	○事故発生時、当該製品は無人の2階寝室にて暖房運転中で、1階にいた家族が火災警報器の鳴動により寝室を確認したところ、当該製品から出火していたとの申出内容であった。 ○当該製品は樹脂製部材が焼失し、著しく焼損していた。 ○当該製品内部の電気部品及び内外連絡線は確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
28	A202000992 令和3年3月13日(愛知県) 令和3年3月23日	電気冷凍庫	DF-300D3	株式会社ダイレイ	(火災) 倉庫で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、雨が吹き込む可能性のある屋外の軒下に設置されており、事故発生日は雨であった。 ○当該製品は、機械室部分が焼損していた。 ○機械室の側面に取り付けられた温度調節器は焼損が著しく、基板の銅箔パターンの一部が焼失していた。 ○温度調節器は焼損が著しく、内部に雨水等が浸入した痕跡の有無は確認できなかった。 ○電源コード、圧縮機、放熱用ファンモーター等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、温度調節器の基板で異常発熱が生じて出火したのと考えられるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
29	A202100013 令和3年3月18日(東京都) 令和3年4月6日	ガラス製容器	なし	株式会社大 創産業	(重傷1名) 当該製品に熱湯を注いで持 ち上げたところ、当該製品が 破損し、火傷を負った。	○当該製品の材質はソーダガラスであり、耐熱ガラスではなかった。 ○当該型式品のラベルは販売開始当初から本体に直接貼付されており、「(イラスト付きで)熱湯・急冷×」、「傷が付くと破損しやすくなる。」及び「耐熱ガラスではない。急激な温度差で割れることがある。」旨、記載されている。 ○当該型式品の出荷前には、割れ、ラベル等の有無を確認する外観検査を実施しているが、調査時に確認したところ、当該製品にラベルは貼付されていなかった。 ○当該製品の底部が抜けており、破断面に他の物体との接触等に起因する破損の起点(クラック)及び熱衝撃による割れの特徴が認められた。 ●使用者が耐熱ガラス製ではない当該製品に熱湯を注いだことによる熱衝撃により、接触等によって生じていた微細なクラックが起点となり、破損に至ったものと考えられるが、当該製品本体に「耐熱ガラスではない。急激な温度差で割れることがある。」旨、記載したラベルが貼付されていなかったことから、出荷時にラベルを貼付していなかった又は使用者がラベルを剥いで使用していたか不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
30	A202100023 令和3年4月4日(鹿児島県) 令和3年4月12日	IH調理器	KIH-L14D (株式会社 山善ブラン ド)	株式会社永 泰産業(株 式会社山善 ブランド)	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品を焼損する火災が発生し た。	○当該製品は、電源接続部付近が焼損していた。 ○電源接続部は、電源コードのマグネットプラグと本体のインレットともに片極の端子金具周辺の樹脂が著しく焼損しており、端子金具は熱による変色が認められた。 ○樹脂が焼損した片極のインレット端子金具は、インレットから脱落して、インレットとの取付け状態は確認できなかったが、端子金具は原形をとどめており、内部配線との接続部に溶融、断線等、異常発熱した痕跡は認められなかった。 ○マグネットプラグの端子金具は原形をとどめており、電源コードとの接続部に溶融、断線等、異常発熱した痕跡は認められなかった。 ○内部の電気部品である主基板、操作基板、磁力線発生コイル、配線等に出火した痕跡は認められなかった。 ○事故発生の3か月前から当該製品を使用中に電源が切れることがあり、1か月前に電源が切れたとき、マグネットプラグの差込状態がぐらついていたため、安定させるため布巾を丸めてマグネットプラグの下に敷いて、使用していた。 ●当該製品は、電源コードのマグネットプラグと本体のインレット間で異常発熱し、焼損したものと推定されるが、インレットの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
31	A202100025 令和3年1月19日(神奈川県) 令和3年4月12日	ライター(点火棒)	MW-LT-G8	株式会社ライテック	(火災) 当該製品を使用後、火災報知器が鳴動したため確認すると、周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品を使用して仏壇に線香をあげた後、火災報知器が鳴動したため仏壇に戻ると、仏壇とタンスの間から炎があがっていた。 ○当該製品はノズルが消失しており、ノズルとケースの接合部が著しく焼損していた。 ○ケース接合部より下部は焼損しておらず、内部の樹脂製タンクにも焼損は認められなかった。 ○点火ボタンの動作に異常が認められたが、出荷前から異常があったのか、火災の影響を受けたのか確認できなかった。 ○操作ボタンは同等品と同じ形状であり、変形等の異常は認められなかった。 ○取扱説明書には、「使用後は消火を確認する。」旨、記載されている。 ●当該製品に残火が生じて火災に至ったものと推定されるが、異物の有無等の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
32	A202100164 令和3年5月17日(山梨県) 令和3年6月4日	電子レンジ	NE-MS236	パナソニック株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品でご飯の加熱を開始して2、3分後に「パチパチ」と異音が生じ、操作部周辺から出火したとの申出内容であった。 ○当該製品は、外郭前面の樹脂製操作パネル下部及び扉下部の樹脂製外郭が著しく焼損していた。 ○庫内に著しい焼損及び汚損は認められなかったが、庫内天面及び扉の縁に油汚れ及び食品かすが付着しており、ドア内側及び庫内前面に焼損が認められた。 ○制御基板は下部電源端子周辺が著しく焼損して一部が欠損し、電流ヒューズが切れてタブ端子が溶断していたほか、近傍の雑音防止用フィルムコンデンサーが確認できなかった。 ○ファンモーター、インバーター基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「庫内に付着した油や食品かすを放置したまま加熱しない。発火や発煙の原因になる。」旨、記載されている。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったこと、事故発生時の詳細な状況が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
33	A202100225 令和3年5月15日(東京都) 令和3年6月28日	携帯電話機 (スマートフォン)	ZE554KL	ASUS JAPAN株式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品はバッテリー収納部に膨張、背面の樹脂製外郭に焼損が認められた。 ○リチウムイオン電池セルが焼損し、電極体の一部が欠損しており、欠損部位を中心に電池セルのアルミラミネートフィルム製外装に放射状のしわが認められた。 ○基板に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
34	A202100227 令和3年6月18日(神奈川県) 令和3年6月29日	電動アシスト 自転車	BM0C37	ブリヂストン サイクル株 式会社	(火災) 大学の駐輪場で当該製品の バッテリー及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品のバッテリーは、樹脂製外郭が著しく焼損し、底部の一部を残して大部分は焼失しており、大半のリチウムイオン電池セルが脱落していた。 ○脱落した電池セルは、著しく焼損し、外装缶に開裂、屈曲及び変形が認められ、内部の焼損した電極体が外に飛び出しており、バッテリーに残存している電池セルも著しく焼損していた。 ○バッテリー内部の基板は、銅箔パターンが焼失又は欠損し、電子部品の大部分は脱落していたが、基材に穴空きは認められず、事故発生時、基板と反対側から出火していた。 ●当該製品は、バッテリーに内蔵されたリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、事故発生前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
35	A202100229 令和3年6月21日(東京都) 令和3年6月29日	携帯電話機 (スマートフォン)	SH-02J(株 式会社NTT ドコモブラン ド)	シャープ株 式会社(株 式会社NTT ドコモブラン ド)	(火災、軽傷1名) 充電していた当該製品から 充電ケーブルを外したとこ ろ、当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生し、1名が軽 傷を負った。	○当該製品は、内蔵バッテリー収納部を中心に著しく焼損していた。 ○リチウムイオン電池セルは著しく焼損し、正極アルミ箔の大半が焼失、負極銅箔も一部が焼失していた。 ○基板に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して焼損したものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
36	A202100241 令和3年6月13日(神奈川県) 令和3年7月2日	携帯電話機 (スマートフォン)	CPH1983	オウガ・ジャパン株式会社	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は事故発生日の2～3日前からACアダプターを接続していた。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭は原形をとどめておらず、装着されていた樹脂製ケースに溶融及び穴空きが認められた。 ○内蔵のリチウムイオン電池セルは膨張し、端部に開裂が認められた。 ○当該製品の基板、事故発生時に接続されていたACアダプター及びUSBケーブルに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
37	A202100247 令和2年9月12日(大阪府) 令和3年7月7日	電動アシスト 自転車	F4DB49	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。	○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載していたが、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式ではなく、ハンドルロックのケースは破損していなかった。 ○ハンドルロックは2015年の改善品、サークルロックは2010年9月以降の改善品(第6世代)であった。 ○サークルロックのスライダーケース内に異物や汚れは認められなかったが、事故発生時のスライダーの摺動状態は不明であった。 ○連動ワイヤーの摺動状態に異常は認められなかった。 ○サークルロックのスライダーに摺動不全があると、スライダーと連動するインナーが十分に引き戻されず、ロックレバーが突出状態となり、ハンドルがロックする可能性があるが、スライダーの摺動不全を想定した検証試験を当該製品で実施した結果、ハンドルロックは再現されなかった。 ●当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であるが、サークルロック内部のスライダーや連動ワイヤーに異常が生じていると、サークルロックを開錠した際にかんぬきが後輪の回転に支障ない位置へ戻っても、ハンドルロック内部のロックレバーが正常な位置に戻らなくなることがあるため、走行時のハンドル操作等でロックレバーが上玉押しと干渉してハンドルが突然ロックした可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
38	A202100277 令和3年5月31日(静岡県) 令和3年7月16日	自転車	CRD6TP	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品 を使用したところ、転倒し、左 膝を負傷した。	○当該製品で走行中、転倒したとの申出内容であったが、事故発生時の詳細な状況は不明であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第4世代)であったが、ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○当該製品は走行が可能で、前輪、前ホーク等に異物を巻き込んだ痕跡はなかった。 ○事故発生後、サークルロックに注油されており、サークルロックの作動は円滑であったが、事故発生時のスライダーの摺動状態は不明であった。 ○サークルロックの施錠及び開錠操作において、ハンドルロックは正常に作動した。 ○連動ワイヤーに変形や屈曲等の異常は認められなかった。 ○サークルロック内部は汚れていたが、組付状態に異常は認められなかった。 ●当該製品は、何らかの要因でバランスを崩したか、ハンドルが突然ロックしてバランスを崩した可能性があるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
39	A202100302 令和3年6月21日(新潟県) 令和3年7月28日	マルチタップ	SWT- LU605MB (朝日電器 株式会社ブ ランド)	大和電器株 式会社(朝 日電器株 式会社ブラン ド)	(火災) 当該製品に複数の電気製品 を接続していたところ、当該 製品を焼損する火災が発生 した。	○当該製品は、6口の個別スイッチ付き、刃受けシャッター付きテーブルタップであった。 ○外観は樹脂製の筐体全体が溶融し、5〜6口目周辺は焼失し、刃受け金具が露出していた。 ○1〜4口目は外郭に溶融、焼損が認められ、5、6口目は個別スイッチが焼損、焼失し、部品の一部が回収されなかったが、刃受け金具に溶融等の異常は認められなかった。 ○当該製品に接続されていた機器及び栓刃に、溶融痕等出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、6口目の個別スイッチから出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
40	A202100311 令和3年7月17日(茨城県) 令和3年8月2日	除湿機	DDB-20	アイリスオー ヤマ株式会 社	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○外郭等の樹脂部品が溶融し塊となっており、電気部品が埋もれた状態だった。 ○下部のタンクは溶けた樹脂が付着していたものの原形は残っていた。 ○回収された電気部品に溶融痕等出火の痕跡は認められなかった。 ○メイン基板、操作基板は焼失し、確認できなかった。 ○ゼオライトローターは回収されなかった。 ●当該製品の樹脂部品の焼損状況から、当該製品上部から焼損が進んだと推定され、回収された部分に出火の痕跡は認められなかったが、メイン基板、操作基板等は焼失して確認できない部品もあることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
41	A202100346 令和3年7月22日(群馬県) 令和3年8月16日	乗車玩具(電動二輪)	DCBK-061	SIS株式会社	(火災) 異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、屋内用の子供向け乗用電動バイクである。 ○事故発生時、外から「ボン」という音が聞こえたので確認すると、当該製品、テーブル、竹ぼうき等が燃えていた。 ○外観は、フロントホーク、前輪及び補助輪は残存していたが、他の部分は樹脂部品が焼損溶融し一体化していた。 ○主電源スイッチは固定接点、可動切片及びバッテリーからのリード線が焼失し、前進後進スイッチは可動切片が焼失していたが、他の電気部品は残存していた。 ○事故発生時、当該製品は屋外で保管されていた。 ○当該製品は防水構造ではなく、事業者の説明では屋内用とのことだったが、取扱説明書にその旨の記載はなかった。 ●当該製品は、主電源スイッチ及び前進後進スイッチ周辺の焼損が著しく、スイッチ部が短絡して出火に至った可能性が考えられるが、焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明なため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
42	A202100348 令和3年7月5日(新潟県) 令和3年8月16日	リチウム電池 内蔵充電器	A1621011	アンカー・ジャパン株式会社	(火災) 異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観は、樹脂製外郭全体が溶融変形して一部が焼損し、焼損部からリチウムイオン電池セルが露出していた。 ○外郭内部は、電池セル近傍の樹脂の溶融、すずの付着が認められ、制御基板にはすずが付着していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○電池セルは封口体が外れ、電極体は著しく焼損していた。 ○同等品を用いて電池セルの充放電特性を確認したところ、電池セル仕様の範囲内であった。 ○使用者によれば、何度か落とした記憶があるとの申出内容であった。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生以前の詳細な使用状況が不明なため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
43	A202100355 令和3年8月10日(和歌山県) 令和3年8月19日	ポータブル電源(リチウムイオン)	SPI-54AT	株式会社グッド・グッズ	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品付属の充電用ACアダプターを当該製品のDC出力部に接続して就寝したところ、約8時間後に出火した。 ○当該製品は焼損が著しく、外郭樹脂は原形をとどめていなかった。 ○内蔵されていた60個のリチウムイオン電池セルは、大部分で外装缶の開裂が認められた。 ○内部基板に焼損が認められ、搭載されていた電子部品の一部に脱落が認められたが、基板に穴空き等の出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、出力用のDC出力部と充電用のDC入力部のプラグ形状が同一であり、出力部に充電用のACアダプターを接続することが可能であった。 ○同等品について、事故発生時と同等の条件で、DC出力部に付属のACアダプターを接続する検証を実施した結果、内蔵の電池セルが充電されることはなかった。 ●当該製品は、電池セルが異常発熱して出火したものと考えられるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
44	A202100368 令和3年8月1日(東京都) 令和3年8月23日	電気サウナバス	SNR-2000D	株式会社ノーリツ	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、個室型の電気サウナバスであり、室内に複数のヒーターが設置されており、室外の操作盤によってサウナの運転及び室内照明のオンとオフが操作可能である。 ○当該製品の座下ヒーターのヒーターカバーの軽微な焼損と、その前方に置かれていたビニール袋の焼損が認められた。 ○当該製品は、約20年前からサウナとして使用されておらず、ふだんは物置として使用されており、室内照明のみが使用されていた。 ○ヒーター、制御基板、操作基板等の電気部品に異常は認められなかった。 ○ヒーター駆動基板の部品の一部にほこりの堆積が認められたが、焼損等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、ヒーター部付近の可燃物が過熱されて出火したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
45	A202100377 令和3年8月16日(宮崎県) 令和3年8月25日	電気冷凍庫	TQF-0160SL(タンスのゲン株式会社ブランド)	株式会社A-Stage(タンスのゲン株式会社ブランド)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、背面を中心に側面及び天面の焼損が著しく、背面下部の機械室が著しく焼損していた。 ○電源コードは焼損が著しく、本体と接続されるファストン端子及び芯線の一部が確認できなかった。 ○圧縮機、始動機、保護機、サーモスタット等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
46	A202100379 令和3年8月6日(茨城県) 令和3年8月26日	発電機(携帯型)	7VU	ヤマハモーターパワー プロダクツ株式会社	(火災) 当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○当該製品の外観は焼損が著しく、樹脂及びゴム製部品は焼失、アルミ製燃料コックやキャブレター等は溶解、エンジン本体は溶損して鉄製フレームから脱落し、下部に固まっていた。鉄製部品は形状が残っていた。 ○操作部、表示部及び接続端子部は、焼損して端子以外は確認できなかった。 ○コントロール基板は搭載部品及びモールドが焼損していたが銅箔パターンは残存し、熔融等出火の痕跡は認められなかった。 ○発電体の巻線に熔融痕等は認められず、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は下屋のような場所に、排気口を合板製の壁面に向け近接して設置され、窓用エアコンが延長コードを介して接続されていた。 ○屋根のみで雨水の吹き込む場所で、取扱説明書に記載されている離隔距離を守らず設置され、エアコンが延長コードを介して接続されていた。 ●当該製品の焼損は著しく、残存部分に出火の痕跡は認められなかったが、確認できない部品もあることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
47	A202100388 令和3年6月17日(東京都) 令和3年8月27日	リチウム電池 内蔵充電器	A1208011	アンカー・ ジャパン株式会社	(火災) 火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○就寝中に当該製品を充電していたところ、当該製品から出火したとの申出内容であった。 ○当該製品の樹脂製外郭は著しく焼損し、原形をとどめていなかった。 ○5個あるリチウムイオン電池セルのうち2個が外に飛び出した状態で回収された。 ○電池セルは著しく焼損し、負極板の銅箔に熔融穴空き等が認められた。 ○基板及び接続していたACアダプター、USBケーブルに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
48	A202100390 令和3年8月17日(茨城県) 令和3年8月27日	エアコン(窓用)	CWH-187R	株式会社コ ロナ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、5年前にリサイクルショップで購入したものである。 ○当該製品は、外郭前面上側、背面室外吹出口上部及び左側面上部が焼損していた。 ○制御基板左側の電源端子付近から上部及び電流測定用抵抗が焼損し、銅箔パターンは焼失していたが、電源端子に熔融は認められず、電源端子、電流測定用抵抗を除き、焼損部分に電気部品は存在せず、電流ヒューズは切れていなかった。 ○圧縮機、ファンモーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、制御基板から出火したものと推定されるが、事故発生以前の詳細な使用状況等が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
49	A202100396 令和3年8月22日(千葉県) 令和3年8月30日	リチウム電池 内蔵充電器	CHE-112	ティ・アール・ エイ株式会 社	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○充電を開始してから約45分後に異音とともに当該製品から出火したもので、事故発生前に不具合はなかったが樹脂製外郭に少し膨らみがあったとの申出内容であった。 ○当該製品の樹脂製外郭は、リチウムポリマー電池セル部付近が著しく焼損し、原形をとどめていなかった。 ○電池セルは著しく焼損し、正極アルミ箔及びセパレーターは焼失し、負極銅箔に穴空きが認められた。 ○制御基板及びUSB端子に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「異臭や本体の発熱、ひずみ、変色等の異変に気付いたら、使用を中止する。破裂や発火の原因になる。」旨、記載されている。 ●当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
50	A202100409 令和3年7月11日(大阪府) 令和3年9月2日	容器(漂白剤)	なし	花王株式会社	(重傷1名) 当該製品を包んでいた台紙から取り出したところ、当該製品が落下し、左足指を負傷した。	○当該製品は、袋状になった紙製の台紙に、漂白剤の入ったスプレー付き容器と付替え用容器の2本を入れ、台紙上部を前後から漂白剤容器2本の間を通して折り畳み、2本の漂白剤を梱包している。折り畳んだ際に下になる台紙には差込み口があり、上になる台紙の爪部分を差し込み、台紙が外れないようロックする構造になっている。 ○使用者は、事故発生日に購入した当該製品のスプレー付き容器を持って持ち上げたところ、付替え用容器が台紙から外れて左足小指の上に落ち、打撲を負ったとの申出内容であった。 ○当該製品は、台紙のロック部の爪及び差込み口に、曲がり、破れ等の異常は認められなかった。 ○当該製品の台紙に同等品の漂白剤2本を入れ、ロック部の爪を正常に差し込み、スプレー部分を握って持ち上げたところ、問題なく持ち上がった。 ○同等品を用いた再現試験において、正常にロックした状態で容器を振って引き抜くとロック部の爪が破れ、差込み口に変形が認められ、ロック部の爪を浅く差し込んだ状態で容器を引き抜いた際には、ロック部の爪等に異常は認められなかった。 ●当該製品は、梱包用台紙のロック部の爪が正常に差し込まれていない状態で持ち上げられたことで、容器が抜け落ち、事故に至った可能性が考えられるが、ロック部に異常が生じた時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
51	A202100413 令和3年4月8日(大阪府) 令和3年9月3日	電動アシスト自転車	BE-ELD633	パナソニックサイクルテック株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、ハンドルがロックし、バランスを崩したところ、バイクに接触し、転倒、負傷した。	○当該製品は、スタンドを立てると連動ワイヤーを介してハンドルの回転がラッチ機構で抑制される機構を有していた。 ○バスケットステーが右側に変形、スタンドが左方向に変形、リヤキャリアの左脚が右方向に変形していたことから、事故発生以前に衝突や転倒があったものと考えられた。 ○スタンドが左上方向に約25mm変形したことでスタンド脚の受け部が変形し、アウター受け金具が上方へ押し上げられたことで連動ワイヤーが引っ張られた状態となり、スタンドが走行状態においてもロックピンが下がり切らず1.5mm程度の出代が確認され、ハンドル操作すると周期的な接触音があることが確認された。 ○使用者は、2年ほど前からハンドルのロックが発生するときとしないときがあると証言しており、事故発生以前から異常を認識していたと考えられた。 ○当該製品の後タイヤは約6か月前に交換されていたが、交換した販売店等が不明であることから、連動ワイヤーの調整が適切に行われていたか不明であった。 ○取扱説明書には、警告として「スタンドをはね上げてもハンドルの旋回が抑制される場合は使用を中止し、販売店に相談する。」、「走行中にスタンドを下げるとハンドルが固定され転倒によるけがのおそれがある。」旨、記載されている。 ●当該製品は、事故発生以前の衝突や転倒による外的荷重によってスタンド脚のアウター受け金具が変形したため、連動ワイヤーが張りすぎてロックピンが下がり切らずハンドルに抑制がかかる状態となり、使用者が異常を認識しながら継続使用したことで事故発生に至ったと推定されるが、事故発生の半年前に実施された後タイヤ交換時の連動ワイヤー調整有無や事故発生時の詳細な状況が不明であるため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
52	A202100420 令和3年8月26日(大阪府) 令和3年9月6日	扇風機	S-35DE	東京芝浦電 気株式会社 (現 東芝 ホームテクノ 株式会社)	(火災) 学校で火災警報器が鳴動し たため確認すると、当該製品 及び周辺を焼損する火災が 発生していた。	○事故発生日時に当該製品は使用されておらず、電源スイッチは切った状態であったが、電源コードはコンセントに接続されていた。 ○当該製品は著しく焼損しており、モーター等の部品がばらばらに落下し、本体ベース部の背面から出ていた電源コードは断線して、断線部に溶融痕が認められた。 ○電源コード断線部の被覆は押しつぶされたように変形し、溶融も認められたが、断線部以外の箇所では、被覆の劣化等の異常は認められなかった。 ○本体の支柱上部に位置していたスイッチケース部は著しく焼損し、スライド式スイッチの接点等は焼失して確認できなかった。 ○モーター巻線に溶融痕等の異常は認められず、モーター駆動用コンデンサーに関しても著しい焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は事故発生日の1か月ほど前から、スムーズに動作しなかったり、電源スイッチを入れても動作しなかったりすることがあった。 ○当該製品は45年以上前に製造された製品であった。 ●当該製品は、スイッチの接点部又は電源コード断線部からの出火の可能性が考えられるが、著しく焼損しており、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
53	A202100427 令和3年8月25日(埼玉県) 令和3年9月7日	プラズマテレ ビ	TH- 65PX500	松下電器産 業株式会社 (現 パナソ ニック株式会 社)	(火災) 当該製品を焼損する火災が 発生した。	○当該製品は、背面のACインレット部及びACコードの本体側ソケット部が焼損していたが、他の箇所に焼損は認められず、電源基板上に直接通電した結果、正常に動作した。 ○ACインレット部の3本の栓刃のうち1本が焼失していた。 ○ACコードの本体側ソケット部の刃受金具及びカシメ部が欠損していた。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、ACインレット勘合部において異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
54	A202100430 令和3年6月1日(東京都) 令和3年9月8日	折りたたみ自転車	YG-0229	パール金属株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、サドル付け根のボルトが破損してサドルが外れ、転倒、右足を負傷した。	○当該製品のサドル固定ボルトの破断面のさびを除去したところ、ボルトの約半分まで疲労破面が認められた。 ○サドル固定金具及びシートポストの受け部の穴の後方に、ボルトが当たってできた圧痕が認められた。 ○サドルのシート面を水平に調整するためには、調整範囲いっぱいまでサドルを前上がりにする必要があり、その際、固定ボルトがサドル固定金具の穴後方に接触することが認められた。 ○サドルの固定ボルトは工場組立て時、トルクレンチにて18N・mで締め付けて出荷されており、取扱説明書にも同様の締め付けトルクの指定があった。 ○購入から4年が経過し、整備記録もないことから、事故当時サドル固定ボルトの締め付けトルクが適切であったかどうかは不明である。 ●当該製品は、サドルとシートポストの調整角度が不適切で、固定ボルトに曲げ応力が加わったことに加え、固定ボルトの締め付けトルク不足によりボルトにかかる荷重が増加して固定ボルトが破断した可能性が考えられるが、事故発生時のサドルの取付及び締め付けトルクの状態が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
55	A202100447 令和3年9月1日(栃木県) 令和3年9月14日	エアコン	CS-256TB	松下電器産業株式会社 (現 パナソニック株式会社)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、取り付けられていた壁から完全に落下し、原形をとどめていなかった。 ○残存していた部品等を回収したが、発火の痕跡は確認できなかった。 ○当該製品は廃棄されていたため、詳細が確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
56	A202100460 令和3年9月11日(栃木県) 令和3年9月17日	延長コード	HS2-BP3M3	株式会社 オーム電機	(火災) 当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は3口のテーブルタップであり、電源側からタブレット端末用ACアダプター(ACアダプター)、扇風機及びテレビが接続されていた。 ○ACアダプターは、底部(栓刃側)の焼損が著しく、栓刃は脱落していた。 ○刃受け金具はACアダプター接続部分にACアダプターの栓刃の先端が溶融した状態で残存し、片極は電源コードとのカシメ接続部も溶断していた。 ●当該製品に接続されたタブレット端末用ACアダプター内部から出火した可能性が考えられるが、ACアダプターの栓刃と当該製品の刃受金具の接続部の焼損が著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202100470と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
57	A202100463 令和3年9月3日(兵庫県) 令和3年9月17日	ノートパソコン	GF-SV8RD7VS	パナソニック株式会社	(火災) 事業所で当該製品のACアダプターを熔融し、周辺を焼損する火災が発生した。	○事業所の実験室内の机の上に置かれていた当該製品のACアダプター付近から出火し、周辺の可燃物が焼損した。 ○事故発生時、当該製品は使用されていなかったが、本体にACアダプターが接続されており、常時電源供給された状態であった。 ○当該製品本体は、出火元と離れた位置に置かれて未使用の状態であり、焼損していなかった。 ○ACアダプター本体及びACコードに出火の痕跡は認められなかった。 ○DCコードは、DCプラグから約30cmの位置でコード被覆が焼損しており、焼損の中心部付近で線材が露出し、芯線とシールド線が短絡していた。 ●当該製品のACアダプターは、DCケーブルの短絡による異常発熱で焼損した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
58	A202100470 令和3年9月11日(栃木県) 令和3年9月22日	タブレット端末	iPad A2270	Apple Japan 合同会社	(火災) 当該製品を充電中、当該製品のACアダプター及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の本体に異常は認められず、ACアダプターは、テレビ、扇風機とともに3口のテーブルタップに接続されており、ACアダプター及びテーブルタップが焼損した。 ○ACアダプターは、底部(栓刃側)の焼損が著しく、栓刃は脱落していた。 ○テーブルタップの刃受け金具はACアダプター接続部分にACアダプターの栓刃の先端が熔融した状態で残存し、片極は電源コードとのカシメ接続部も溶断していた。 ○ACアダプターの内部は基板の栓刃接続部周辺が焼損していたが、他の電気部品に異常は認められなかった。 ●当該製品に焼損等異常は認められず、当該製品ACアダプター内部にある基板の栓刃接続部から出火した可能性が考えられるが、ACアダプターの栓刃とテーブルタップの刃受金具の接続部の焼損が著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202100460と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
59	A202100478 令和3年6月10日(神奈川県) 令和3年9月27日	扇風機(充電式)	PTY- CDM86B	エレス株式会社	(火災) 商業施設で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生の4～5時間前、当該製品を含む同型式品5台は、それぞれUSBケーブルを介してUSBハブに接続し充電が開始され、店舗サービスカウンターの金属製ラックに置かれていた。 ○事故発生現場の焼損は著しく、金属製ラックに焼損した樹脂が付着していた。 ○当該製品を含む同型式品5台のうち3台は焼損が著しく、原形をとどめていなかったが、残りの2台に著しい焼損は認められなかった。 ○当該製品を含む5個のリチウムイオン電池セルのうち、1個は著しく焼損していた。 ○事故発生時に充電に使用していたUSBケーブル及びUSBハブに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、リチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
60	A202100483 令和3年7月16日(宮崎県) 令和3年9月28日	自転車	ST63T	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪が外れ、転倒、負傷した。	○当該製品で走行中、突然前輪が外れてロックし、前方へ転倒したとの申出内容であった。 ○使用者宅へ訪問した営業担当者が当該製品を確認したところ、前ホーク、ペダル、ブレーキレバー、前輪及び後輪に変形又は破損が認められたとの報告であった。 ○当該製品は、使用者から提供されなかったため、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
61	A202100493 令和3年6月12日(愛知県) 令和3年10月1日	携帯電話機 (スマートフォン)	SC-03J(株 式会社NTT ドコモブラン ド)	サムスン電 子ジャパン 株式会社 (株式会社N TTドコモブラ ンド)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品の画面は焼損していたが、背面側は取り付けられた樹脂製ケースが焼け残っていた。 ○内蔵バッテリーのリチウムイオン電池セルは焼損し、内部電極が露出していた。 ○本体のバッテリー取付部に局所的な焼損は認められず、背面側下部の焼損が著しかったが、バッテリー取付部直下の配線被覆は焼け残っていた。 ○基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、リチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火した可能性が考えられるが、電池セルの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
62	A202100496 令和3年9月21日(和歌山県) 令和3年10月4日	パワーコン ディショナ(太 陽光発電シス テム用)	VBPC255GM 2(パナソニッ ク株式会社 ブランド)	三洋電機株 式会社(パナ ソニック株式 会社ブラン ド)	(火災) 異音がしたため確認すると、 当該製品を焼損し、周辺を破 損する火災が発生していた。	○使用者によると、事故発生日に当該製品が光った後、フロントパネルが吹き飛び、当該製品付近の天井及び壁面の一部が破損していたとの申出内容であった。 ○当該製品は外観上、焼損は認められず、フロントパネルはねじごと脱落していたが、変形や割れ等の異常は認められなかった。 ○内部の出力基板上のフィルムコンデンサーに焼損が認められた。 ○出力基板において、フィルムコンデンサー以外の電気部品及び銅箔パターンに焼損等の異常は認められなかった。 ○その他の電気部品に焼損等の異常は認められなかった。 ○製品内部と外部を接続する配線の挿入孔はパテ埋めをされておらず、隙間がある状態であった。 ●当該製品は、フィルムコンデンサーが短絡して出火した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
63	A202100502 令和3年9月20日(京都府) 令和3年10月5日	自転車	プレジジョン スポーツ (470)-K	株式会社あ さひ	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、 チェーンが破断し、転倒、右 手首を負傷した。	○使用者によれば、転倒時に変速操作は行っておらず、変速機は前が2速ギヤ、後が8速ギヤで、スピードも出していなかったとの申出内容であった。 ○当該製品は、前変速機が立てパイプの下部へ下がっており、チェーンガイド上部が下向きに変形していた。 ○前変速機は車体から一度取り外されていたため、事故発生時の状態は確認できなかったが、車体に5N・m(既定の締付強度5～7N・m)で再組み付けし、前変速機に下方向へ272N(27.7kgf)の負荷を加えたところ、異常は認められなかった。 ○破断したチェーンは、1コマがなくなり、チェーンの内側(ギヤ側)にギヤと接触した傷が認められた。 ○前変速機は、3速ギヤの一部が外側に湾曲し、ギヤ先端部が内側に曲がっていた。 ○同型式品のチェーンを用いてJIS D 9417:2004「自転車-チェーン」に準拠した強度試験を行った結果、強度は9,820Nであり、基準値(8,000N以上)を満たしていた。 ○変速機の締め付けを緩めた状態で実施した再現試験の結果、前変速機が使用者証言の2速ギヤではペダルの回転に異常はなかったが、3速ギヤにするとチェーンがギヤに乗り上げてペダルの回転がロックされた。 ○チェーンがギヤに乗り上げるとギヤが内側へ湾曲する方向の力が作用するが、当該製品のギヤは外側へ湾曲していた。 ●当該製品は、事故発生以前に締め付け不足や過大な力が加わる等で前変速機に異常が生じ、走行中に前変速機のチェーンガイドが一気に移動したことでチェーンがギヤに乗り上げ、ペダルの回転がロックしたことでチェーンが切れたものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
64	A202100517 令和3年9月17日(岐阜県) 令和3年10月11日	スチーマー (衣類用)	NI-FS310	パナソニック 株式会社	(火災) 当該製品をコンセントに接続 したところ、当該製品を焼損 する火災が発生した。	○当該製品は、取っ手前方の電源スイッチが「切」の位置で溶融、焼損していた。また、取っ手後方の樹脂製外郭が破損していたが、破損部に焼損はなく、電源コードにも焼損等の異常は認められなかった。 ○電源スイッチは、接点部を中心に固定接片の全体及び可動接片の一部が焼失し、固定接点にはんだ付けされた内部配線の先端にも溶融痕が認められた。 ○取っ手内部の基板、スチームスイッチ及びランプに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○本体下側の電気部品に焼損は認められず、かけ面にも異常発熱の痕跡はなかった。 ○使用者宅では猫を15匹飼育しており、当該製品の一部に異物の付着が認められ、異物から尿素の成分が検出された。 ●当該製品は、電源スイッチの接点部で接触不良が生じて異常発熱し、焼損したものと推定されるが、電源スイッチの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
65	A202100518 令和3年9月16日(東京都) 令和3年10月11日	オーブントースター	NT-T500(パナソニック株式会社ブランド)	株式会社千石(パナソニック株式会社ブランド)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の庫内にさつま芋5本程度を入れ、一回15分の加熱を複数回行ったところ、庫内から発煙した。 ○当該製品が設置されていた食器棚の天板と背面に焦げが認められた。 ○当該製品のパンくずトレイに、調理くずは確認できなかったが、焦げた調理くずの痕跡とみられる多数の汚れが認められた。 ○当該製品の後ろ側の左右の脚に変形が認められた。 ○当該製品の両隣に電気製品が置かれ、取扱説明書の「側面は4.5cm以上の距離を離す。右側もしくは左側は開放する。」旨の注意事項が守られていなかった。 ○同等品のサーモスタットを短絡した試験品による再現実験を行った結果、庫内のさつま芋から発煙はあったものの、脚の変形、周囲の焦げ及び変形や焦げに至る温度上昇のいずれも確認できず、事故状況は再現しなかった。 ●当該製品は、庫内に堆積した調理くずが過熱して発火したものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
66	A202100520 平成28年6月16日(熊本県) 令和3年10月12日	電動アシスト自転車	A6L80	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、壁に衝突し、転倒、負傷した。	○舗装された下り坂を、雨天時に走行中、コンクリートの壁にぶつかり転倒した。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第4世代以前)であった。 ○当該製品は、使用者により廃棄されており、確認できず、事故発生時の詳細な状況は不明であった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
67	A202100524 令和3年9月5日(福岡県) 令和3年10月12日	自転車	JN40P	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当該製品で走行中、転倒し、右足を負傷した。	○当該製品で走行中、転倒し、負傷したとの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第4世代以前)であったが、使用者宅へ訪問した営業担当者が当該製品を確認したところ、ハンドルロックのケースは破損していなかったとの報告であった。 ○当該製品は、使用者が調査を拒否したため、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
68	A202100525 令和3年9月27日(東京都) 令和3年10月12日	懐中電灯(LEDライト)	KFL-304L	東芝ライフスタイル株式会社	(火災) 店舗で当該製品を鞆に入れていたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者は、前かごに荷物で当該製品を挟んで固定し、自転車用のライトとして使用していた。 ○当該製品の外観に、著しい傷及び外力を受けた痕跡は認められなかった。 ○キャップ部の回転端子板をキャップにとめるねじが外れて、メイン基板側の電池の異極端子間に接触し、端子周辺が焼損していたが、ねじ留め部に破損は認められなかった。 ○乾電池、メイン基板、LED基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「本体に振動を与えない。」旨、記載されていなかった。 ●当該製品は、キャップ部のねじが外れ、ねじが電池端子の異極間に接触したことによって短絡し、異常発熱したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
69	A202100528 令和3年9月16日(神奈川県) 令和3年10月12日	扇風機	YCS-C186 (推定)(株 式会社山善 ブランド)	株式会社 ミュージー ション(現 株式会社 ミュージー (株式会 社山善ブ ランド)	(火災) 当該製品を使用中、火災報 知器が鳴動したため確認す ると、当該製品及び周辺を焼 損する火災が発生していた。	○使用者は、事故発生の5年前に当該製品を購入し、4年間24時間連続運転させており、電 源スイッチがオン状態でファンの回転が停止する不具合を認識していたが、継続使用してい た。 ○事故発生時、当該製品本体から出火していたとの申出内容であった。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製部品の大部分が焼失していた。 ○電源スイッチ、電源プラグ及び電源コードは確認できなかった。 ○モーター巻線及び内部配線に出火の痕跡は認められず、電流ヒューズは切れていなかった。 ○取扱説明書には、「本体に異常、故障、破損等がある場合は、直ちに使用を中止する。」 旨、記載されている。 ●当該製品は、電源スイッチ部が異常発熱して出火に至った可能性が考えられるが、確認 できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
70	A202100538 令和3年10月2日(奈良県) 令和3年10月18日	携帯電話機 (スマートフォン)	L-01L(株式 会社NTTD コモブランド)	LG Electronics Japan株式 会社(株式 会社NTTD コモブランド)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品は、満充電を確認した後、充電を終了して操作していた際に出火した。 ○当該製品に内蔵されたバッテリーの電池セルは、下部の端部が著しく焼損しており、アル ミ製の正極箔が焼失していた。 ○電池セルの電極体は下部が著しく焼損しており、下部の端部にガスが噴出した痕跡が認 められた。 ○負極箔タブは屈曲しており、電極体下部にしわが認められることから、縦方向の外力が加 わった可能性が考えられた。 ○その他の回路部等の電気部品に焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のバッテリー内蔵のリチウムイオン電池セルから出火したものと考えられるが、 著しく焼損しており、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故 原因の特定には至らなかった。	
71	A202100548 令和3年9月11日(愛知県) 令和3年10月20日	液晶テレビ	LCD- 26BHR400	三菱電機株 式会社	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○当該製品は全体に焼損が著しく、本体の樹脂製外郭が焼損し、液晶画面はガラスが割れ ていた。 ○電源コードは途中で断線して一部が確認できず、断線部に溶融痕が認められた。 ○制御基板は焼損して電気部品の一部が脱落していたが、確認できた部分に出火の痕跡 は認められなかった。 ○電源基板は焼損が著しく、確認できた電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、大 部分は確認できなかった。 ○電源コードに断線、溶融痕が確認された場所の床の焼損が著しかった。 ●当該製品は、電源コードに外力が加わって断線、スパークし、出火に至った可能性が考 えられるが、焼損が著しく、確認できない電気部品があったことから、製品起因か否かを含め、 事故原因の特定には至らなかった。	(A202100539と同 一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
72	A202100551 令和3年9月22日(兵庫県) 令和3年10月25日	リチウム電池 内蔵充電器	PB-10000	株式会社 ミーヅラボ	(火災) 当該製品を充電中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○事故発生日、使用者は2口壁コンセントの上側で当該製品を充電し、下側で他社製の空気 清浄機の電源プラグを接続し、自動運転の状態外出をしていた。 ○当該製品の焼損は著しく、外郭ケースは焼失し、内蔵されていたリチウムイオン電池セル の電極体及び制御基板のみが残存していた。 ○電池セルの電極体は全体的に膨張が認められ、本体の底部側において他の箇所よりも 大きな膨張が認められた。 ○電極体を展開したところ、負極側の銅箔は残存していたが、正極側のアルミ箔及びセパ レーターは焼失しており、中心部に關しては焼損が著しく固着状態のため、展開することが 不可能であった。 ●当該製品は、リチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと考えられるが、焼損 が著しく、外部からの延焼により焼損した可能性も考えられることから、製品起因か否かを含 め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202100553と同 一事故)
73	A202100553 令和3年9月22日(兵庫県) 令和3年10月25日	空気清浄機	FU-L50	シャープ株 式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品及び周辺を焼損する火災 が発生した。	○事故発生日、使用者は2口壁コンセントの上側で他社製のリチウム電池内蔵充電器を接 続及び充電し、下側に当該製品の電源プラグを接続して自動運転で使用中のまま外出をし ていた。 ○当該製品は、本体の樹脂製外郭の焼損が著しく、原形をとどめていない状態であり、溶融 した本体樹脂部に電気部品が埋もれている状態であった。 ○電源コードは、内部の電源基板から約38cm付近に位置する製品内部の箇所で断線して おり、芯線に溶融痕が認められた。 ○電源基板は、割れ及びコンデンサー等の部品の脱落が認められたが、基板の銅箔パター ンは残存しており、出火の痕跡は認められなかった。 ○ファンモーター、イオン発生器、内部配線類等のその他の電気部品に出火の痕跡は認め られなかった。 ○壁コンセントの上側に接続及び充電されていたリチウム電池内蔵充電器は焼損が著しく、 ほとんど原形をとどめていなかった。 ●当該製品は、電源コードが断線し先端部に溶融痕が認められたが、焼損が著しく、一次痕 か二次痕か特定できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202100551と同 一事故)
74	A202100557 令和3年10月1日(神奈川県) 令和3年10月26日	携帯電話機 (スマートフォン)	SC-02F(株 式会社NTT ドコモブラ ンド)	サムスン電 子ジャパン 株式会社 (株式会社N TTドコモブ ランド)	(火災) 当該製品に他社製のACアダ プターを接続して充電中、当 該製品及び周辺を焼損する 火災が発生した。	○事故発生時、画面を下にした状態で当該製品を充電していたところ、本体からバッテリー が外れて床に落下、膨張し、30cm程度の高さの炎が出ていたとの申出内容であった。 ○当該製品の外観に焼損は認められなかったが、液晶画面の一部に破損が認められ、本体 周辺部に打痕及び傷が複数箇所認められた。 ○バッテリーは確認できなかった。 ○基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められず、電源を接続したところ、正常に 起動した。 ●当該製品は、バッテリーのリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火に至ったものと推 定されるが、電池セルを確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特 定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
75	A202100559 令和3年10月14日(東京都) 令和3年10月26日	ノートパソコン	ISoNXi- 14FH055-i3- UHEXB	株式会社ユニットコム	(火災) 当該製品を使用中、当該製品のバッテリーを外したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品内蔵のバッテリー部が膨れていたため、使用者が、バッテリーを取り外し、ノートパソコン本体の横に置いていたところ発煙したため、バッテリーを屋外に持ち出そうとした際に発火した。 ○バッテリーのリチウムポリマー電池セルは、3個とも焼損し、うち1個の電池セルに著しい焼損が認められた。 ○電池セル3個は分離し、バッテリー内の接続状況は確認できなかった。 ○基板は焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品本体の外観に異常は認められなかった。 ○バッテリーは、本体裏のねじと裏面パネルを取り外して分解する必要があり、使用者が取り外すことを想定していない仕様であり、取扱説明書には、「製品を分解しない。バッテリーの交換に関して不明な点があればサポートセンターに連絡する。」旨、記載されている。 ●当該製品は、リチウムポリマー電池セルが異常発熱し、出火したものと考えられるが、電池セルの焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
76	A202100573 令和2年11月1日(東京都) 令和3年11月1日	電気ストーブ (セラミックヒーター)	DMS-049	株式会社丸隆	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品外観は電源コード以外の大部分が焼損し、ヒーター部、基板等、内部の電気部品は焼損していたが、詳細は確認できなかった。 ○当該製品はリサイクルショップで購入された中古品であり、購入以前の使用状況は不明であった。 ○取扱説明書には、「温風吹出口、吸気口は掃除機のブラシなどで1週間に1回はほこりを吸い取る。」旨、記載されているが、使用者は購入してから当該製品のフィルターの手入れをすることなく使用していた。 ●当該製品の詳細が確認できず、事故発生以前の詳細な使用状況も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
77	A202100574 令和3年9月7日(埼玉県) 令和3年11月1日	延長コード	T2009	大和電器株式会社	(火災) 当該製品に電気製品を接続して使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○事故発生時、当該製品は、電源プラグを壁の露出型コンセントに接続し、タップ部に掃除機を接続して使用中であった。 ○当該製品は電源プラグの樹脂製外郭が著しく焼損、コードプロテクター根元で断線し、断線箇所には溶融痕が認められたが、タップ部に焼損は認められなかった。 ○電源プラグの栓刃は片側がカシメ部で溶断していたが、溶断した栓刃の刃受金具との接触部に著しいスパーク痕は認められなかった。 ○電源コード断線部付近の芯線には屈曲が認められた。 ○当該製品の電源プラグが接続されていたコンセントに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、コードプロテクター部での屈曲による半断線から通電時に異常発熱し、出火に至ったものと推定されるが、当該製品の焼損は著しく、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202100521と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
78	A202100585 令和3年10月3日(熊本県) 令和3年11月5日	延長コード	HS-E100C	株式会社 オーム電機	(火災) 当該製品に電気製品を接続 していたところ、当該製品及 び周辺を焼損する火災が発 生した。	○事故発生時、当該製品の電源プラグはコンセントに接続され、コードコネクタースポディに食 器洗い乾燥機が接続され、接続部は食器洗い乾燥機のコード収納部に、電源コードと一緒 にまとめられて収納されていた。 ○当該製品は、コードコネクタースポディの焼損が著しく、外郭樹脂の片極側に焼損による欠 損箇所が認められたが、電源プラグ、電源コード及びコードコネクタースポディのコードプロテク ター部分に焼損は認められなかった。 ○コードコネクタースポディ内部の樹脂は著しく焼損し、両極の刃受金具間及び周囲の樹脂が 炭化していた。 ○刃受金具は、一方の根元部分の内側が溶融しており、もう一方は根元からカシメ部につ けて焼失し、溶断していた。 ○刃受金具は両方とも開き、内側に荒れが認められたが、出火の痕跡は認められなかつ た。 ●当該製品は、コードコネクタースポディ内部の刃受金具間でトラッキング現象が生じて異常 発熱が生じ、出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、刃受金具の一部が焼失して 確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
79	A202100596 令和3年10月24日(神奈川 県) 令和3年11月8日	電子レンジ	DR-G1818F	株式会社電 響社	(火災) 店舗で当該製品を焼損する 火災が発生した。	○事故発生時、当該製品庫内に調理物はなく、店舗内の防犯カメラに、子供が当該製品を 触り、その約15分後に庫内から出火する様子が記録されていた。 ○当該製品はドアを開閉した後にタイマーつまみを回転させると3秒後に加熱を開始する設 計で、つまみは触れると容易に回転する構造であった。 ○当該製品の外観に焼損は認められなかった。 ○庫内に食品かすの付着等の目立った汚れは認められず、ターンテーブルが破損し、回転 ローラーの焼損及び回転軸の溶融、変形が認められた。 ○内部の電気部品及び配線に出火の痕跡は認められなかった。 ○同等品で空だき時の庫内の温度分布を確認した結果、庫内底板付近の温度が局所的に 高くなる箇所が認められ、当該製品の焼損箇所とほぼ一致していた。 ○取扱説明書には、「庫内に何も入れずに加熱しない。やけど、故障の原因になる。」旨、記 載されており、事業者のホームページには、「誤ってタイマーつまみに触れた場合、運転を開 始する可能性がある。」旨、記載されている。 ●当該製品は、空だきによりターンテーブルが過熱し、回転ローラー及び回転軸が溶融して 回転が停止したため、局所過熱した回転ローラーが焼損に至ったものと推定されるが、事故 発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らな かった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
80	A202100604 令和3年10月19日(東京都) 令和3年11月11日	携帯電話機 (スマートフォン)	F-02L(株式会社NTTドコモブランド)	富士通コネクテッドテクノロジーズ株式会社(現FCNT株式会社)(株式会社NTTドコモブランド)	(火災) 車両内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、製品背面の樹脂製ケースが溶融して一部焼失し、アルミラミネートフィルム外装のリチウムイオン電池セルが露出していた。 ○電池セルは焼損が著しく、焼失した背面ケース側中央部に変形が認められ、電極体は当該部分を中心に欠損が認められた。 ○基板に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
81	A202100615 令和3年11月8日(宮崎県) 令和3年11月16日	リチウム電池 内蔵充電器	A1621011	アンカー・ジャパン株式会社	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、延長コードのマルチタップ(3口)にACアダプター2台とともに接続されており、また当該製品の出力側にUSBケーブルが接続されていたが、USBケーブルに電気製品は接続されていなかった。 ○当該製品の内蔵するリチウムイオン電池セル付近は焼損が著しく、外郭樹脂が焼失して、電池セルは電極体の一部が缶体から外部に出た状態で焼損していた。 ○電極体を展開したところ、缶体から外部に出ていた電極体中心部は固着するなど著しく焼損していた。 ○基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○接続していたマルチタップ、ACアダプター及びUSBケーブルは外郭樹脂が焼損していたが、内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
82	A202100616 令和3年10月20日(岐阜県) 令和3年11月16日	携帯電話機 (スマートフォン)	MAR-LX2J	華為技術日本株式会社	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は焼損していたが、背面側の樹脂製部分が焼け残っていた。 ○内部の基板は焼損していたが、電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○リチウムポリマー電池セルは焼損し、アルミラミネートフィルム外装の大部分が残存していたが、底部の外装が焼失し電極体が露出していた。 ○電極体は、正極板が焼失し、確認できた負極板に溶融痕が認められた。 ●当該製品は、リチウムポリマー電池セルが異常発熱し、出火した可能性が考えられるが、電池セルの焼損が著しく、詳細な使用状況等が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
83	A202100624 令和3年11月16日(神奈川県) 令和3年11月18日	リチウム電池 内蔵充電器	DLCDB19134	株式会社ヒロ・コーポレーション	(火災) 当該製品を充電しながら、当該製品で携帯電話機(スマートフォン)を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の樹脂製外郭は著しく焼損しており、一部を残して焼失していたが、電源プラグ栓刃周辺の樹脂製外郭に焼損は認められなかった。 ○リチウムイオン電池セルは焼損しており、外装缶の一部にへこみが認められた。 ○電源基板に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
84	A202100638 令和3年11月10日(埼玉県) 令和3年11月24日	除湿乾燥機	F- YC120HRX	パナソニック エコシステム ズ株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、デシカント式とコンプレッサー式を併用したハイブリッド型除湿機だった。 ○外観は、上部後側にある吹き出し口周辺の焼損が著しく、背面吸込口のフィルター上部が焼損していたが、他の面に異常は認められなかった。 ○コンプレッサー式除湿部は蒸発器、コンデンサー、配管等に変形や漏れはなく、コンプレッサー、配線等の電気部品に焼損等の異常は認められなかった。 ○デシカント式除湿部分は、送風ファン、ケーシング及び除湿ローターが焼損し、除湿ローターのケーシングが焼失していたが、ファンモーター等の電気部品に焼損等の異常は認められなかった。 ○除湿ローターから溶剤やシンナーに含まれている成分等が検出された。 ○操作基板、制御基板等の電気部品に溶融痕等出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、除湿ローターがヒーターによって過熱され、ヒーター付近から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
85	A202100648 令和3年11月3日(東京都) 令和3年11月25日	LEDランプ (電球型)	LDA10LHD	株式会社ヤ ザワコーポ レーション	(火災) 店舗で当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品が取り付けられていた照明器具は、断熱材施工が禁止されていたが、断熱材が確認され、断熱材上部に焦げが認められた。 ○当該製品の電源基板の上部が焼損し、抵抗器、フィルムコンデンサー、ブリッジダイオードに溶融及び亀裂が認められた。 ○ブリッジダイオードの電源側に短絡が認められた。 ○取扱説明書には、「断熱材施工器具(SB、SGI、SG形表示器具)には絶対に使用しない。」旨、記載されている。 ●当該製品が使用を禁止している断熱材施工された照明器具で使用したため、異常発熱して出火したものか、内部部品の不具合によって出火したものと考えられるが、照明器具の断熱材施工状況の詳細が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
86	A202100650 令和3年10月18日(東京都) 令和3年11月26日	パワーコン ディショナ(太 陽光発電シ ステム用)	SSI- TL40A4CS (長州産業 株式会社ブ ランド)	三洋電機株 式会社(長 州産業株 式会社ブ ランド)	(火災) 当該製品から発煙する火災が発生した。	○事故発生時の詳細な状況は不明であった。 ○当該製品の的外観に焼損は認められなかった。 ○制御基板のバリスターが破損し、セメント抵抗の外郭が黒く変色し、抵抗に接触していた配線の被覆が溶融していた。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、制御基板のセメント抵抗が異常発熱し、近傍の配線の絶縁被覆が焼損したものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
87	A202100661 令和3年11月19日(大阪府) 令和3年12月1日	ミシン	セシオ 8200	蛇の目ミシン 工業株式会社(現 株式 会社ジャノメ)	(火災) 当該製品を使用中、当該製 品を焼損する火災が発生し た。	○当該製品は使用者が月に1回程度使用しており、事故発生日はクローゼットから出し、コンセントに電源プラグを接続して電源スイッチを入れてしばらくした時点で発煙後に出火した。 ○当該製品内部の基板はんだ面に焼損が認められ、近接する樹脂製の本体外郭にも焼損及び開口が認められた。 ○本体内部の下部に、ほこりの堆積が認められた。 ○基板焼損部の銅箔パターンに断線が認められた。 ○基板に液体付着の痕跡等は認められず、基板炭化物から導電性物質由来の元素は検出されなかった。 ○その他の電気部品に焼損等異常は認められなかった。 ●当該製品は、基板の銅箔パターンに異極間短絡が生じて異常発熱し、焼損したものと推定されるが、当該箇所の焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
88	A202100694 令和3年11月27日(栃木県) 令和3年12月13日	電気冷蔵庫	R-S43MD6	日立アプライ アンス株式 会社(現 日 立グローバル ライフソ リューション ズ株式会社)	(火災) 当該製品及び建物を全焼す る火災が発生した。	○外観は、背面下部及び正面向かって右側面下部の焼損が著しかった。庫内は樹脂部品が溶融し塊となっていた。 ○冷蔵室及び冷凍室ドアスイッチは原形が残り、庫内用ファンモーター、温度ヒューズ、霜取りヒーター及び制御基板等の電気部品は焼損していたが、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○機械室内は、始動コンデンサー及び運転コンデンサーが焼損し、運転用コンデンサーの焼損が著しく一部が焼失、接続先不明のリード線に溶融痕が認められたが、他の部品に溶融痕等出火の痕跡は認められなかった。 ○機械室底部に小動物のふんらしきものが残っていた。 ●当該製品は、運転コンデンサーの焼損、機械室から発見された配線の溶融痕から機械室内部から出火したものと考えられるが、機械室内部の焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
89	A202100705 令和3年11月17日(三重県) 令和3年12月15日	照明器具(投 光器、充電 式)	LWK-15M	株式会社畑 屋製作所	(火災) 事務所で当該製品を充電 中、当該製品及び周辺を焼 損する火災が発生した。	○当該製品は焼損が著しく、樹脂製外郭は前面の一部を残して焼損し、内蔵バッテリーのリチウムイオン電池セル及び制御基板が露出していた。 ○バッテリーは、電池セル12個のうち4個が確認できず、確認できた電池セル8個の焼損は著しく、一部は封口体が外れて内部電極が噴出していた。 ○バッテリーの充放電保護基板は、銅箔パターン等に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○本体の制御基板は焼損していたが、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○誤って電圧の高い充電器を接続した際に作動し、通電を停止させる誤接続保護基板は、焼失して確認できなかった。 ○充電器は純正品で、DCコードの一部が焼損しており、DCプラグは確認できなかったが、DCコードに溶融痕等の出火の痕跡はなく、出力電圧に異常は認められなかった。 ●当該製品は、リチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
90	A202100712 令和3年1月27日(岐阜県) 令和3年12月17日	自転車	ABK75	ブリヂストン サイクル株 式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、両輪が 滑り、転倒、左手を負傷した。	○当該製品で走行中、凍結している路面で転倒してけがを負った。雨降り時も2回転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造(第6世代)であったが、2019年6月4日からリコールされているリコール対象型式ではなく、使用者宅へ訪問した営業担当者が当該製品を確認したところ、ハンドルロックのケースは破損しておらず、走行可能で、継続使用していたとの報告であった。 ○当該製品は、使用者から提供されなかったため、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生日の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
91	A202100732 令和3年12月9日(兵庫県) 令和3年12月27日	電動工具(ドライバ、充電式)	BID-180	リョービ株式会社(現 京セラインダストリアルツールズ株式会社)	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○使用者は当該製品を事故発生前日に使用し、他の資材とともに段ボール箱に入れて積み上げて保管していたところ、保管していた部屋で出火が認められた。 ○当該製品が保管されていた部屋は建設中の集合住宅9階部分で、電気配線が未施工の状態で、火源がない状況であったが、部屋の扉がないため人の出入りの確認検証ができなかった。 ○当該製品は装着していたバッテリーが著しく焼損し、電池セル1個に外装缶封口部の開口と電極体の吐出が認められたが、当該製品本体外郭の焼損は軽微で本体内部の回路基板にも焼損は認められなかった。 ○これまで、使用中に落下させたことはあるが、前日の使用までに異常は認められなかった。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルから出火したものと推定されるが、当該製品の保管状況と事故発生時の詳細が不明であり、電池セルの焼損も著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
92	A202100746 令和3年12月26日(栃木県) 令和3年12月28日	エアコン	AN80URP-W	ダイキン工業株式会社	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の室内機のみが焼損し、周囲の壁を汚損していた。 ○当該製品の吹出口の左側の焼損が著しかった。 ○当該製品の電気部品に焼損等の異常は認められなかった。 ○電源プラグ及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電気部品に出火した痕跡は認められないものの、熱交換器よりも内部にある、樹脂製のクロスフローファンが最も焼損しており、内部から出火した可能性が高いが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
93	A202100764 令和4年1月6日(東京都) 令和4年1月11日	ポータブル電源(リチウムイオン)	HY-1100	株式会社SUNGA	(火災) 事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は著しく、内部の一部のリチウムイオン電池セルが外部に飛散していた。 ○外部に飛散した電池セルの一部は外装缶が開裂する等、著しく焼損していた。 ○制御基板等、内部の電気部品は確認できなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
94	A202100787 令和3年12月2日(熊本県) 令和4年1月19日	延長コード	JH1030W	新東電器株式会社	(火災) 事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品はエアコンの電源プラグに接続して、エアコンは最大出力で運転していた。 ○エアコンの電源プラグと接続する当該製品のコードコネクタボディは著しく焼損しており、電源コードはコードコネクタボディ付近で断線し、断線部に熔融痕が認められた。 ○コードコネクタボディ内部の刃受金具とカシメ金具間の接続部は焼損が著しく、カシメ金具は焼失しており、刃受金具の片極でカシメ金具との接続箇所が溶断していた。 ○刃受金具は、エアコンの電源プラグの栓刃との勘合に接触不良の痕跡はなく、エアコンの栓刃に熔融痕等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、コードコネクタボディの内部で異常発熱したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	(A202100713と同一事故)
95	A202100799 令和2年8月19日(東京都) 令和4年1月24日	ポータブルシャワー(リチウムイオン、充電式)	なし	株式会社イクシル	(火災) 事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は当該製品を通信販売にて新品で購入し、事故発生日に到着した当該製品のリチウムイオン電池セルを充電していたところ、充電開始から8時間35分後に出火したとの申出内容であった。 ○当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況も不明であった。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルが異常発熱して焼損に至った可能性が考えられるが、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
96	A202100813 令和4年1月7日(京都府) 令和4年1月26日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	BSL36A18	工機ホールディングス株式会社	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、作業中の使用者が、電動工具体体に装着した当該製品を腰の高さからコンクリートに投げた際に出火した。 ○樹脂製外郭ケース左側面の焼損が著しく、一部焼失が認められた。 ○内蔵されたリチウムイオン電池セル10個のうち、3個の電池セルが脱落しており、そのうち1個は外装缶の開裂が認められ、残りの2個は確認することができなかった。 ○バッテリーに残存していた7個の電池セル及び回路基板に異常は認められなかった。 ●使用者が当該製品を投げた際の衝撃によって、内部のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない電池セルもあったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
97	A202100822 令和4年1月18日(京都府) 令和4年1月28日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	FB4503PA (クリナップ株式会社ブランド:型式CWFA-450)	株式会社ハーマン(クリナップ株式会社ブランド)	(火災) 異音がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品をキッチンの設置個所から取り外した際に、床面にねずみのふんが多量に落ちているのが確認された。 ○当該製品は、背面の漏電遮断器付近に焼損が認められた。 ○漏電遮断器は、入力端子部(電圧:AC100V)の焼損が著しく、取付け端子が溶融していた。 ○その他の電気部品(基板、ヒーター、モーター等)に焼損等の異常は認められなかった。 ○当該製品の内部において、ねずみのふんが随所に確認された。 ●当該製品の内部に侵入した小動物の排せつ物等が漏電遮断器の一次側端子部に掛かり、ショートが発生し、出火に至ったものと推定されるが、漏電遮断器の焼損が著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
98	A202100858 令和4年1月26日(大阪府) 令和4年2月7日	電気カーペット	HC-30D3(株式会社富士通ゼネラルブランド)	三京株式会社(株式会社富士通ゼネラルブランド)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品はタイマー設定をした状態で電源が入って、動作していた。 ○当該製品の上に家具等の重量物の設置はなく、電気カーペット本体に折りじわも認められなかった。 ○コントローラー付近から電気カーペット端部の発熱線に沿って焼損が認められ、焼け抜けた箇所の中心で発熱線の断線及び飛散が認められた。 ○コントローラー部に焼損はなく、リレー端子接点の溶着も認められなかったが、発熱線と検知線が短絡したことによる温度ヒューズの溶断が認められた。 ○発熱線断線部付近に、由来不明の先端が鋭利な12mm長の銅線異物の付着が認められたが、異物表面に熔融痕跡がなく、発熱線断線との関連性は特定できなかった。 ●当該製品は、発熱線が断線してスパークが発生し、断線部周辺を焼損したものと考えられるが、断線の原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	